

奈良市公民館利用団体の使用料の減免資格登録について（お知らせ）

奈良市は、地域団体による地域の課題解決に向けた活動や市民活動団体の地域福祉に貢献するボランティア活動等を支援するため、公民館使用料の減免(免除)について次のとおり資格登録を行います。

1 登録できる団体

(1) 活動の要件

- ① 地域団体が住民の福祉向上や地域の課題解決を目的とした活動

(例) 地域自治協議会・自治連合会・自治会、子ども会、消防団、PTA、社会福祉協議会等

※保護者会等の特定の関係者のための活動団体は対象外とします。

- ② ボランティア活動を主とした市民活動団体が地域福祉に貢献するなど行政機能の補完となる活動

(例) 手話、朗読、日本語指導、子育て支援等

※ボランティア活動以外の使用時（親睦会等）は、使用料の減免は対象外になります。

※会員間の技能および資質向上を主たる目的とする団体は減免登録対象外です。

- ③ 18歳未満の者を主たる構成員とする団体の学習活動

※18歳未満の方の年齢を名簿に記入してください。また、団体の役員（代表、副代表、会計など）を務める保護者等の氏名もご記入ください。

※指導者がいる場合は、指導者の氏名も名簿に記入し、備考欄に「講師」や「指導者」と記入してください。

※（代表者を指導者が兼任する等）私塾化した活動は、減免登録も公民館の利用登録もお断りさせていただいておりますのでご注意ください。

- ④ 障がい者とその家族が主たる構成員となって組織された団体の学習活動

(例) 身体障害者手帳（1級～6級）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳及び特定疾患医療受給者証の交付を受けた人とその家族

※手帳交付の有無を名簿に記入してください。

(2) 団体の要件

- ① 構成員の数が5名以上であること。

- ② 1年以上の事業の活動実績を有し、かつ今後も継続した活動が見込まれる団体であること。

- ③ 団体の代表者が奈良市民であり、構成員の過半数が奈良市民であること。

※奈良市に通勤通学のみで市内にお住まいでない方が代表者の場合は減免登録できません。

※代表者氏名を記入の際は、住民登録上の氏名をご記入下さい。

ペンネーム等の「通称」での登録はできませんのでご注意ください。

※申請書には郵便番号の記載をお願いします。

※平日午前9時～午後5時ごろまでの時間帯に連絡が取れる方の連絡先の記載をお願いします。

2 登録の申請・決定通知書の交付

公民館使用料の減免を受けようとするときは、あらかじめ奈良市地域教育課へ、①公民館使用料減免団体登録申請書に②会則、③会員名簿、④活動計画書（⑤収支予算書含）、⑥前年度活動実績報告書（⑦収支決算書含）等必要な書類を添付して提出してください。また、**活動計画には公民館の使用予定、報告書には実績を必ずご記入ください。**内容を審査し減免の基準に該当した団体には、減免団体登録決定通知書を交付します。なお、登録申請書に記載の活動内容と異なる目的で使用する場合、使用料は減免されません。

3 減免団体登録の有効期間

減免団体登録の有効期間は1年以内とし、6月1日から、翌年の5月31日までとします。なお、引き続き減免を受ける場合は、翌年の5月31日までに改めて登録申請を行ってください。また、団体の活動を休止したとき、解散したとき、又は登録内容に変更が生じたときは、必ず地域教育課に報告してください。

4 登録の取消し

次のいずれかに該当するときは、減免団体の登録を取り消し、減免措置の対象から除外します。

- ・登録の要件に該当しなくなったとき。
- ・虚偽の申請によって登録を受けたとき。
- ・公民館の利用に係る禁止事項を守らないとき。

※社会教育法第23条の規定により、下記に該当する活動での公民館利用はできません。

- ×営利を目的とすること、もしくは営利目的と認められる場合
- ×市内の商店・企業等が行う求人説明会、面接、入社式等。
- ×市内の商店・企業が行う商品の展示、説明、販売、試食等。
- ×政治活動に伴う署名活動、施設の政治的中立性に対する市民の信頼を損ねるような政治活動
- ×特定の宗教を支持し、教派又は教団を支援するような宗教活動、その他、施設の宗教的中立性に対する市民の信頼を損ねるような宗教活動
- ×飲酒を伴う集会、飲食を主目的とする活動
- ×公序良俗に反するおそれがあると認められる活動
- ×その他、管理上支障があると認められる活動

【お問合せ】奈良市教育委員会 地域教育課 TEL0742-34-5471